

合理的配慮って？

河原 正明

播磨町総合相談・相談員（水・金曜日勤務）



地域には、色んな方が暮らしています。歩くことが難しく車いすや杖を使っている方、目が見えにくく白状を使っている方、耳が聞こえにくく電話が使えない方、文字が解らなかつたり、人と話すのが苦手な方、病気で長時間活動できない方など、挙げると限りがありません。

そんな方が住み慣れた地域でお店に行ったり、公園を歩いたり、地域の資源を使いながら当たり前に暮らしていくには、周りの人の何らかの工夫と手助けが必要です。その工夫と手助けを「合理的配慮」と呼んでいます。この「合理的配慮」という

考えは、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）において取り入れられ、2021年の法改正により、民間の事業者においても法的に義務化されます。ここでは、「合理的配慮」とは何かと一緒に考えて、事業者としてどうすればいいのかをお伝えします。

【1メートルの段差】

皆さんは、行きたいレストランの入り口に1㍍の段差があれば、どうしますか？

私は普段車いすで生活していますが、何気ない少しの段差が大きな障壁（バリア）になることがあります。感覚的

に立つと通常に歩ける方の10倍の高さに感じるのです。つまり、1㌢の段差は10㌢に、10㌢の段差は1㍍になるわけです。流石に行きたいお店でも入り口に1㍍の段差があれば、躊躇しますよね。でも、お店の方が簡易のスロープを用意してくれたり、少しお手伝いいただくと、1㍍に感じるバリアも超えることができます。

最近では、お店に車いすで訪れて、すっと入り口のドアを開けてくれたり、椅子を外してくれるお店が多くなりました。そんなできる限りのお手伝い（合理的配慮）があれば、歩きにくくなつたお爺さんやお婆さんと一緒に安心して家族ぐるみで食事が楽しめるのです。

▼問合せ

福祉グループ

☎ 079（435）2361
総合相談窓口



合理的配慮に係る費用への助成

まちづくりアドバイザーがお届けする
企画グループ

まちアド通信
☎ 079（435）0356

播磨町内には体育館、中央公民館、図書館など様々な公共施設があります。今回は地域活動の拠点となつている「コミュニティセンター（コミセン）」について紹介します。

播磨町には社会教育施設として、野添コミセン、西部コミセン、東部コミセン、南部コミセンの4つの「コミュニティセンター」があります。コミセンは中央公民館の分館という位置づけで、ダンス、太鼓、卓球、ヨガ、学習会など様々なサークルやボランティア活動が行われています。また各コミセン区域ごとに自治会長が集まる会議も開催しており、播磨町内で活動する方々の拠点になっています。

各コミセンの管理運営は「コミセン団」とある「コミニティ委員会」による自治会長を中心としたコミニティ組織が担つており、地域に合わせた特徴的な行事や活動が進んでいます。例えば、野添コミセンでは「いきいきフォーラム」としてジエンダーに関するワー



小学生が描く壁画プロジェクト（野添コミセン）

【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雰化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。